

平成28年 2 月22日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 6 8 号	清水新地5丁目 第2号線	北区清水新地5丁目1900番1	地先	
		北区清水新地5丁目1900番7	地先	
議第 6 9 号	龍田5丁目 第12号線	北区龍田5丁目1700番21	地先	
		北区龍田5丁目1700番16	地先	
議第 7 0 号	山ノ神1丁目 第3号線	東区山ノ神1丁目3285番10	地先	
		東区山ノ神1丁目3285番16	地先	
議第 7 1 号	新生1丁目 第24号線	東区新生1丁目210番1	地先	
		東区新生1丁目210番12	地先	
議第 7 2 号	佐土原2丁目 第6号線	東区佐土原2丁目474番51	地先	
		東区佐土原2丁目474番13	地先	
議第 7 3 号	佐土原2丁目 第7号線	東区佐土原2丁目474番43	地先	
		東区佐土原2丁目474番52	地先	
議第 7 4 号	佐土原2丁目 第8号線	東区佐土原2丁目474番56	地先	
		東区佐土原2丁目474番72	地先	
議第 7 5 号	佐土原2丁目 第9号線	東区佐土原2丁目504番4	地先	
		東区佐土原2丁目474番15	地先	
議第 7 6 号	佐土原2丁目 第4号線	東区佐土原2丁目501番1	地先	
		東区佐土原2丁目489番	地先	
議第 7 7 号	佐土原3丁目 第11号線	東区佐土原3丁目3460番9	地先	
		東区佐土原3丁目3460番39	地先	

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第 78 号	佐土原 3 丁目 第 1 2 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 1 0 地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 1 9 地先	
議第 79 号	佐土原 3 丁目 第 1 3 号線	東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 4 8 地先	
		東区佐土原 3 丁目 3 4 6 0 番 2 7 地先	
議第 80 号	野口 3 丁目 第 1 0 号線	南区野口 3 丁目 9 6 0 番 4 地先	
		南区野口 3 丁目 9 6 0 番 2 地先	
議第 81 号	戸島本町 第 5 号線	東区戸島本町 3 9 9 4 番 1 6 地先	
		東区戸島本町 3 9 9 4 番 2 地先	
議第 82 号	鶴羽田 4 丁目 第 3 号線	北区鶴羽田 4 丁目 1 2 1 7 番 1 地先	
		北区鶴羽田 4 丁目 1 2 1 5 番 5 地先	
議第 83 号	楡木 2 丁目 第 5 号線	北区楡木 2 丁目 1 5 0 7 番 5 地先	
		北区楡木 2 丁目 1 5 0 7 番 9 地先	
議第 84 号	京塚本町 第 3 9 号線	東区京塚本町 1 7 9 1 番 1 1 地先	
		東区京塚本町 1 7 9 6 番 1 0 地先	
議第 85 号	秋津 1 丁目 第 5 号線	東区秋津 1 丁目 2 1 5 5 番 地先	
		東区秋津 1 丁目 2 1 5 9 番 地先	
議第 86 号	池上町 第 5 1 号線	西区池上町 2 2 3 9 番 4 7 地先	
		西区池上町 2 2 3 9 番 2 8 地先	
議第 87 号	長嶺南 6 丁目 第 9 号線	東区長嶺南 6 丁目 1 8 8 7 番 3 地先	
		東区長嶺南 6 丁目 1 8 8 7 番 1 1 地先	
議第 88 号	貢町 第 1 5 号線	北区貢町 1 2 1 9 番 1 地先	
		北区貢町 2 0 6 4 番 1 地先	
議第 89 号	貢町 第 1 6 号線	北区貢町 2 0 2 4 番 地先	
		北区貢町 2 0 3 4 番 2 地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 道路整備